

下水道使用料の改定について



令和5年2月20日 二本松市公共下水道審議会

本日の審議会

- ▶ 第1回審議会 R4/ 7/12 委嘱状交付
- ▶ 第2回審議会 R4/10/ 7 下水道施設現地視察
- ▶ 第3回審議会 R4/11/22 諮問「下水道使用料の改定について」
 - ➡ 概況、経緯、現状、使用料改定・統一の必要性の確認
- ▶ 第4回審議会 R5/ 1/27 審議「課題と使用料改定の必要性」
- ▶ 第5回審議会 R5/ 2/20 審議「**下水道使用料体系の統一案（その1）**」

以降の審議会（案）

- ▶ 第6回審議会 R5/ _/_ 下水道使用料体系の統一案（その2）
- ▶ 第7回審議会 R5/ _/_ 下水道使用料改定の素案
- ▶ 第8回審議会 R5/ _/_ 答申書案

下水道使用料水準の検討

- ▶ 今回の使用料改定では、下水道事業会計への一般会計繰入金を縮減することが求められています。
- ▶ 本市では、下水道使用料で汚水処理費用をまかない事業を運営する公営企業を採用しています。
- ▶ 汚水処理に係る費用は、その一部を一般会計が負担又は補助することが認められているもののほか、原則として使用料で全額を負担することになっています。

<経費>	私費負担分		公費負担分
<財源>	使用料収入	使用料を充てるべき部分	繰出基準に基づく繰入金
		一般会計繰入金	

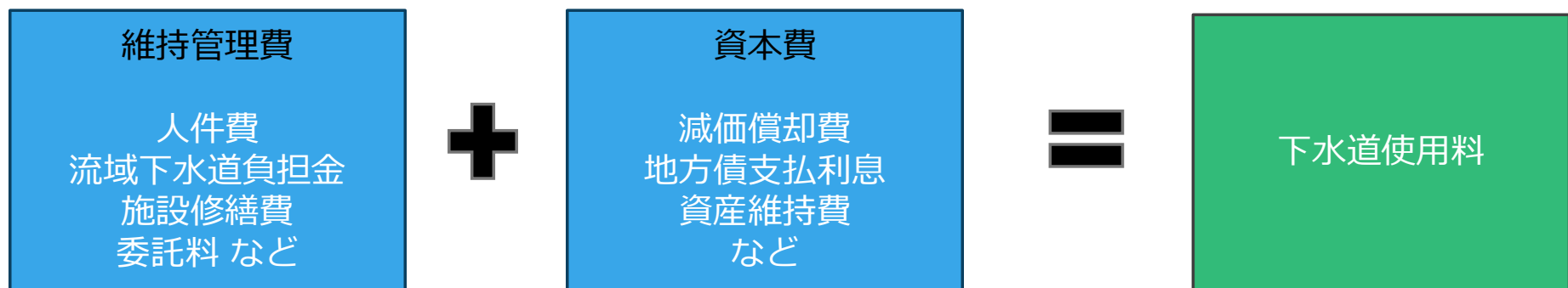
下水道使用料水準の検討

処理区	区 分	下水量	単 価	下水道使用料の計算式 (一般家庭20m ³ の場合)	下水道使用料 (一般家庭20m ³ の場合)
二本松	基本使用料	—	660円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本使用料 660円 ・ 20m³ × 77.00円 1,540円 	2,200円
	下水量使用料 (1m ³ あたり)	1～ 10m ³	60.50円		
		11～ 20m ³	77.00円		
		21～ 30m ³	110.00円		
		31～ 50m ³	137.50円		
		51～100m ³	165.00円		
		101～500m ³	192.50円		
		501m ³ 以上	225.50円		
安 達	基本使用料	5m ³ まで	825円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本使用料(5m³まで) 825円 ・ (6m³～15m³) 10m³ × 170.50円 1,705円 ・ (16m³～25m³) 5m³ × 170.50円 852円 	3,382円
	下水量使用料 (1m ³ あたり)	6～ 15m ³	170.50円		
		16～ 25m ³	170.50円		
		26～ 35m ³	176.00円		
		36～ 45m ³	181.50円		
		46～ 55m ³	181.50円		
		56～100m ³	192.50円		
		101m ³ 以上	231.00円		

下水道使用料水準の検討 (R5/1/27資料)

▶ 下水道事業を行うための経費（下水道管理運営費）

- 下水道サービスを提供するために必要な費用（維持管理費）
- 今後の投資や資産維持のための費用（資本費）



下水道使用料体系の 統一案について (その1)

資料



今後の日程

第1回審議会 R4/7/12

委嘱状交付

第2回審議会 R4/10/7

下水道施設現地視察

第3回審議会 R4/11/22

諮問「下水道使用料の改定について」

第4回審議会 R5/1/27

審議「課題と使用料改定の必要性」

第5回審議会 R5/2/20

審議「下水道使用料体系の統一案（その1）」

第6回審議会 R5/ /

審議「下水道使用料体系の統一案（その2）」

以降の審議会（案）

下水道使用料改定の素案

答申書案